



滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）

（素案）

 : 第2次計画からの変更点

令和4年（2022年） 月

滋賀県

目次

1. 計画策定の背景、位置付けおよび目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 位置付け.....	2
(3) 目的.....	3
2. 管理すべき鳥獣の種類.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	4
5. 現況.....	4
(1) 分布状況および生息環境.....	4
① 分布状況.....	4
② 生息環境.....	5
③ 耕作放棄地等の状況.....	8
(2) 生息状況の動向.....	9
① イノシシ出猟カレンダー調査による SPUE.....	9
② 生息密度指標の動向.....	10
(3) 捕獲の状況.....	13
① 捕獲数の推移.....	13
② 狩猟による捕獲状況.....	14
③ 狩猟・有害鳥獣捕獲を合わせた県内の捕獲状況.....	15
④ 狩猟者数の動向.....	17
(4) 被害と被害防除の状況.....	18
① 被害.....	18
② 防除状況.....	23
(5) 豚熱 (CSF) の感染状況および対策状況.....	24
6. 管理の目標と施策の基本的な考え方.....	25
(1) 第2次計画期間中の取組評価.....	25
(2) 管理の目標.....	27
(3) 施策の基本的な考え方.....	28
① 個体群管理.....	28
② 被害防除対策.....	29
③ 生息環境管理.....	30
7. 数の調整に関する事項.....	30
(1) 目標達成のための具体的な施策.....	30
(2) その他目標達成のために推進すべき事項.....	31

8.	被害防除対策に関する事項.....	31
	(1) 農林業被害.....	31
	(2) その他の被害.....	32
9.	生息環境の保全・整備に関する事項.....	32
	(1) 集落および農地.....	32
	(2) 農地に接する森林および耕作放棄地.....	33
	(3) 生息地としての森林.....	33
10.	その他管理のために必要な事項.....	34
	(1) モニタリング等の調査研究.....	34
	① 生息状況調査.....	34
	② 被害状況調査.....	34
	(2) 普及啓発.....	34
	(3) イノシシの資源的利用について.....	35
	(4) 錯誤捕獲の防止について.....	35
	(5) 計画の実施体制.....	36

1. 計画策定の背景、位置付けおよび目的

(1) 背景

滋賀県の中央には県土の約6分の1の面積を有する琵琶湖が広がり、その周辺を鈴鹿、伊吹、野坂、比良・比叡等の山地・山脈がとりまいている（図1参照）。このように水と緑に恵まれた滋賀県の自然の特徴は、変化に富んだ地形、気象条件とともに、古くからの人の営みによっても形作られていることにある。また、この豊かな自然は、多様な野生生物によっても形成されている。滋賀県に生息、生育する野生生物は1万種を超え、琵琶湖水系の固有種も60種を超えるなど高い生物多様性を保っている。

滋賀県はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、一方で、イノシシなどの野生鳥獣による農林業被害が増加し、農山村部を中心に野生動物と人との軋轢が深刻な社会問題となっている。

イノシシによる被害防除として、捕獲や防護柵の整備を行う等の対策を行っており、近年、県内においてイノシシによる農林業被害は減少している。しかしながら、野生獣による農林業被害の中でイノシシによる被害が最も多く、引き続き、被害に遭わないための被害防除対策や生息地管理を強化するとともに、適切な個体群管理を行うなど、より効果的な対策が求められている。

イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

1 国等におけるイノシシ管理の経緯

年 月	経 緯
平成 19 年 (2007 年) 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ、鳥獣被害防止特措法が成立 －国が基本指針を作成、基本指針に即して市町村が被害防止計画を作成し対策を実施 －被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、平成 24 年（2012 年）、平成 26 年（2014 年）、平成 28 年（2016 年）および令和 3 年（2021 年）に改正
平成 25 年 (2013 年) 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省と農林水産省が、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめる
平成 26 年 (2014 年) 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法の改正 －集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、ニホンジカとイノシシを「指定管理鳥獣」に指定 －指定管理事業及び認定事業者制度の導入 －特定鳥獣保護管理計画を保護を目的とする第一種特定鳥獣保護計画と管理を目的とする第二種特定鳥獣管理計画に区分

2

3 県におけるイノシシ管理の経緯

年 月	経 緯
平成 24 年 (2012 年) 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法に基づくイノシシ特定鳥獣保護管理計画を作成（平成 24 年(2012 年) 11 月 15 日～平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日まで） －鳥獣保護法の改正に伴い、平成 27 年（2015 年）に特定鳥獣管理計画に改正
平成 29 年 (2017 年) 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ特定鳥獣管理計画（第 2 次）を作成（平成 29 年(2017 年) 4 月 1 日～令和 4 年(2022 年) 3 月 31 日まで）

4

5

6 (2) 位置付け

7 本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、
 8 生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大しているイノシシの
 9 管理に関して定めるものであり、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図り
 10 ながら、科学的で計画的な管理に係る目標を設定し、これに基づいて、イノシ

- 1 シの適切な個体群管理の実施、生息環境の整備、被害の防除等の対策が、自助、
2 共助、公助により総合的、計画的に実施されるよう推進するものである。
3



図1 滋賀県の地形

- 4
5
6 (3) 目的

7 本計画は、人とイノシシが共存できるよう、イノシシによる農林業被害、
8 生活環境被害等を軽減させることを目的とする。
9

1 **2. 管理すべき鳥獣の種類**

2 イノシシ（イノブタを含む）
3

4 **3. 計画の期間**

5 令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

6 なお、計画の進行管理のため、被害状況や捕獲状況の把握を行い、必要な
7 場合には、計画期間内にかかわらず計画を変更する。
8

9 **4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域**

10 滋賀県全域
11

12 **5. 現況**

13 **（1）分布状況および生息環境**

14 **① 分布状況**

15 第6回自然環境保全基礎調査哺乳類分布調査報告書（環境省自然環境
16 局生物多様性センター2004）によると162メッシュでイノシシの分布が
17 確認されていた。本県では、平成22年度（2010年度）から、狩猟者の協
18 力を得てイノシシ出猟カレンダー調査を実施しており、イノシシの目撃
19 情報についても収集している。出猟カレンダー調査により、平成22年度
20 （2010年度）から令和元年度（2019年度）までに153メッシュでイノシ
21 シの分布が確認され、そのうち9メッシュが平成28年度（2016年度）か
22 ら令和元年度（2019年度）に新たに確認された。本県におけるイノシシ
23 の生息状況は、市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全てに
24 分布しているといえる。（図2参照）
25
26

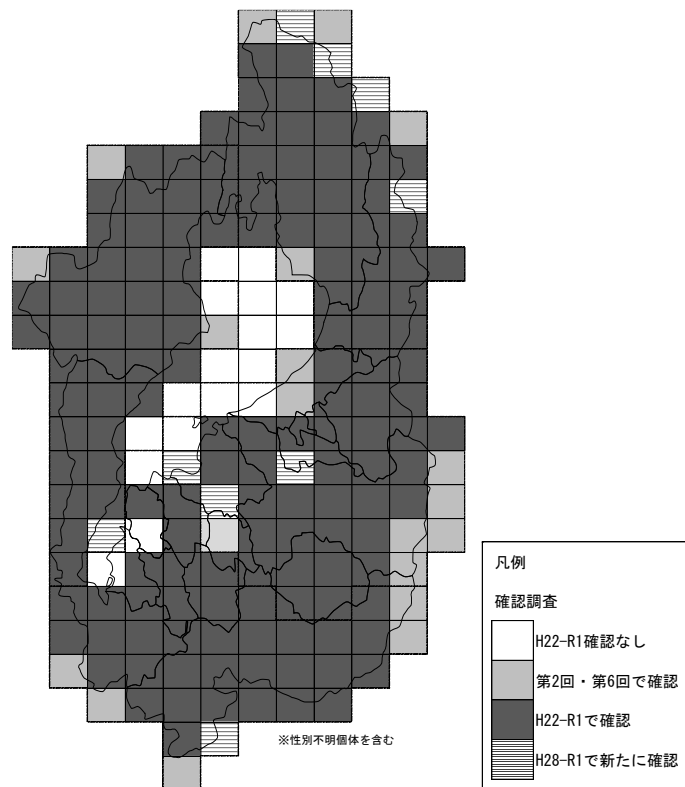


図2 出猟カレンダーの目撃情報および第2回・第6回自然環境保全基礎調査哺乳類分布調査によるイノシシの生息区画

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

② 生息環境

滋賀県の総面積は 401,736ha あり、県土の約 6 分の 1 を占める琵琶湖の面積 67,025ha を除く 334,486ha が陸域面積となる。森林の占める面積は 201,557ha で、県の総面積の約 50%、陸域面積では約 60%を占めている。人工林および天然林別では、人工林 84,995ha、天然林等 116,562ha となっており人工林率は 42%となっている。(表 1、図 3 参照)

現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であり、河川等を利用した平野部への侵入や琵琶湖を泳いで渡ることによる沖島等の島への侵入、近年の暖冬の影響による積雪の減少などによって行動域が変化しており、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。

交通の要衝である滋賀県には、名神高速道路、国道 1 号、国道 8 号、東海道新幹線などが通っているが、このような交通網などの人為的な土地利用は、イノシシの分布拡大を場所によっては一定程度制限する要素に

1 なってきたと考えられる。ただし、これにかかわらず、生息に適した環境
2 があると、生息域を拡大させることもある。(図3、図4参照)

3 また、生活・生産様式の変化により、農林地における人間の活動が低下
4 してきていることが、農耕地や里山、集落周辺における管理不足や耕作放
5 棄地の増加につながり、イノシシにとっては逆に、餌場や隠れ場所といっ
6 た好適な生息環境となっている。

7

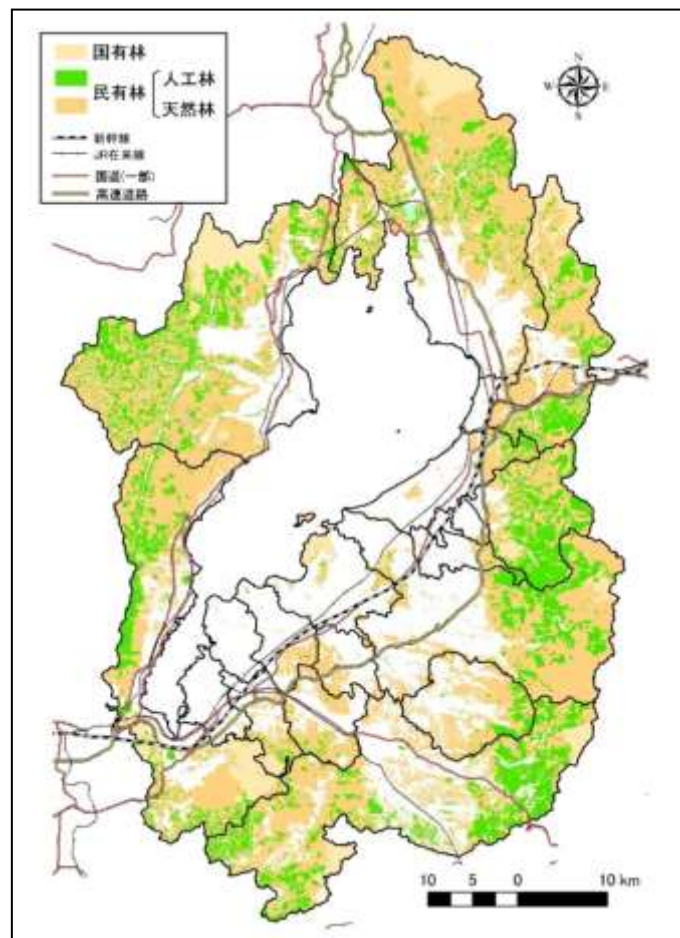


図3 滋賀県の森林分布図

※自然環境情報 GIS より作成

8

表 1 各地域の森林面積

	森林総面積 (ha)	人工林		天然林等	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
湖南	39,885	20,510	51.4	19,375	48.6
湖東	46,609	18,077	38.8	28,532	61.2
湖北	53,092	19,916	37.5	33,176	62.5
湖西	61,971	26,492	42.7	35,479	57.3
計	201,557	84,995	42.2	116,562	57.8

※滋賀県森林政策課「令和元年度森林林業統計要覧」より。

面積は、四捨五入のため計は一致しない。天然林等には更新困難地や無立木地を含む。

大津市の南部については、数値として僅少であるため湖西に含める。

1

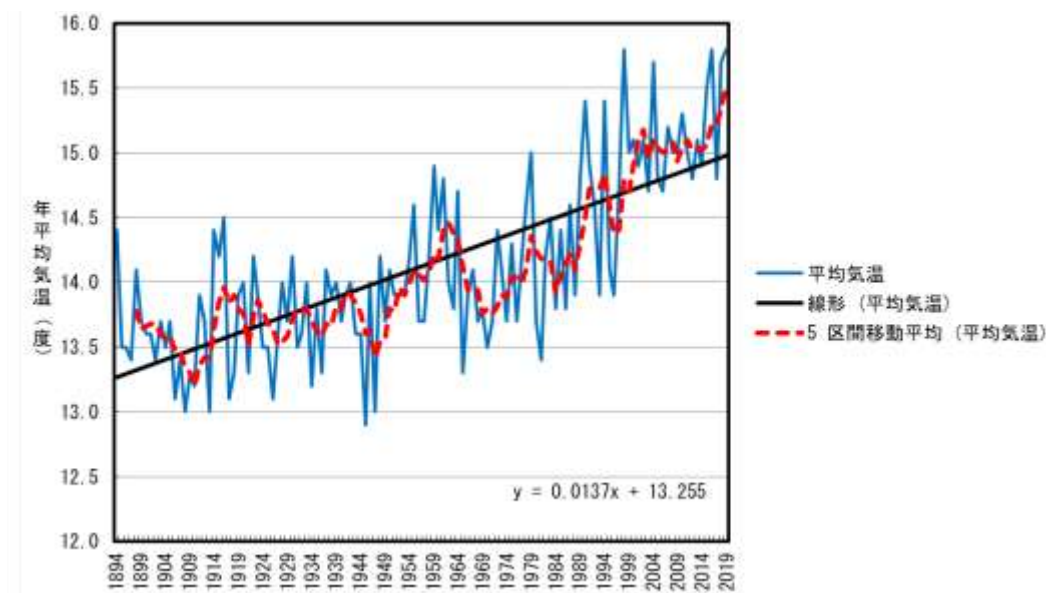


図 4 彦根の平均気温の経年変化

彦根地方気象台のデータより作成

2

3

③ 耕作放棄地等の状況

ア. 耕作放棄地の状況

耕作放棄地は、イノシシの餌場や隠れ場としても好適な生息地となっている。農林業センサスではこれまで調査項目に耕作放棄の面積が掲載されていたが、令和2年度(2020年度)から調査項目から外れているため、平成27年度(2015年度)までの変化を図5に示す。耕作放棄地の面積は平成12年(2000年)から平成27年(2015年)までの概ね15年間で556ha拡大しており、イノシシの生息数増加の原因の1つとなっていると考えられる。(図5参照)

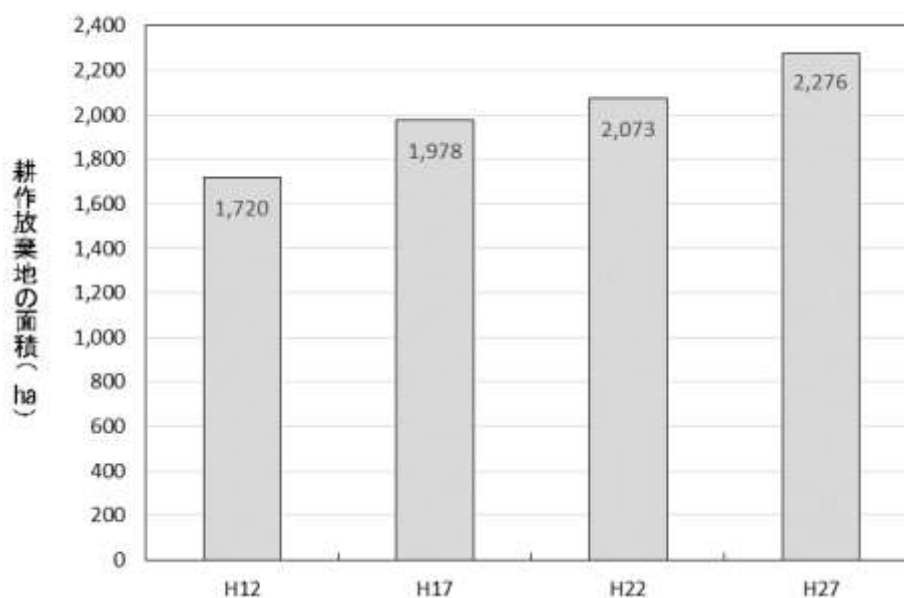


図5 滋賀県における耕作放棄地面積の推移

滋賀県総合政策部統計課資料(農林業センサス2010から)

※耕作放棄地面積の集計は平成27年度まで実施されている。

イ. 遊休農地の状況

遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地のことであり、耕作放棄地と同様、イノシシの餌場や隠れ場としても好適な生息地となっている。

遊休農地の面積は平成25年度(2013年度)から令和2年度(2020年度)は1,500ha以上で推移し、平成27年度(2015年度)以降は毎年少し

1 ずっと拡大している。(図6参照)

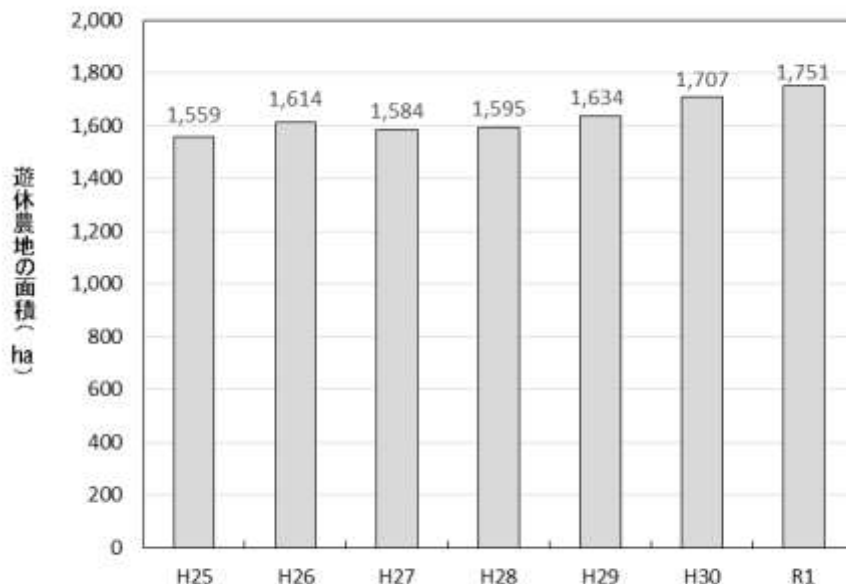


図6 滋賀県における遊休農地面積の推移

滋賀県農政課調べ（令和3年3月31日現在）

2

3 (2) 生息状況の動向

4 本県では、平成22年度(2012年度)から目撃効率¹(SPUE)と捕獲効率²(CPUE)
5 による2つの生息密度指標について、その推移をモニタリングしている。

6

7 ① イノシシ出猟カレンダー調査³による SPUE

8 狩猟者から回収された出猟カレンダーから、狩猟メッシュ単位で出猟
9 人日数、雌雄別の目撃数を集計した SPUE のメッシュ別の値を、平成22年
10 度(2010年度)から令和元年度(2020年度)について図7に示す。イノ
11 シシの SPUE が高い地域は、湖南地域であった。平成30年度(2018年度)
12 までは湖北地域も高い SPUE を示していたが、令和元年度(2019年度)は

¹ 目撃効率 (SPUE) : 延べ出猟人日数あたりの目撃数 (狩猟者が狩猟期間中に1人1日あたりに目撃したイノシシの頭数)

² 銃猟による捕獲効率 (CPUE) : 延べ出猟人日数あたりの捕獲数 (狩猟者が狩猟期間中に1人1日あたりに捕獲したイノシシの頭数)

³ 出猟カレンダー : 狩猟期に狩猟者が出猟日ごとに出猟した場所、雌雄別の目撃数および捕獲数を記入するもの。

1 県全体で、前年度と比較して SPUE が低下したメッシュが多かった。

2 3 ② 生息密度指標の動向

4 銃猟による地域別の SPUE および CPUE の年変化を図 8 と図 9 に示す。
5 県全体の SPUE は、平成 22 年度（2010 年度）から令和元年度（2019 年度）
6 までの変化を見ると、平成 26 年度（2014 年度）に急激な上昇を示したも
7 のの、横ばい傾向と考えられる。CPUE は SPUE より年変化が大きい、県
8 全体で概ね横ばい傾向を示している。ただし、地域別に見ると、湖東地域
9 を除く全ての地域で平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年
10 度）の 1 年で SPUE および CPUE が低下していた。

11 イノシシ出猟カレンダー調査は、平成 24 年度（2012 年度）からわな猟
12 と第一種銃猟で記録を分けており、わな猟による CPUE についてもモニ
13 タリングしている。図 10 にわな猟による地域別の捕獲効率の年変化を示
14 す。わな猟による県全体の CPUE は横ばい傾向を示していると考えられる
15 が、銃猟と同様に、平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年
16 度）では県全体の CPUE がわずかに低下した。

17 なお、近年は有害鳥獣捕獲による許可捕獲の捕獲数が全体の約 8 割を
18 占め、狩猟による捕獲数を大きく上回っていることから、出猟カレンダー
19 の精度を保つのが難しくなっていることが課題として挙げられる。さら
20 に、本県では令和元年（2019 年）9 月以降、豚およびイノシシの伝染病
21 である豚熱（CSF）に感染した野生イノシシが確認されていることから、
22 今後、イノシシの生息密度指標の動向を注視する必要がある。



$X=0$
 $0 < X < 0.1$
 $0.1 \leq X < 0.2$
 $0.2 \leq X < 0.3$
 $0.3 \leq X < 0.4$
 $X \geq 0.4$

X : SPUE (第一種銃猟所持者かつ大物(シカ・イノシシ・クマ対象)狩猟者を対象)
「-」 : 出猟人数10未満

図7 銃猟によるイノシシ SPUE のメッシュ別分布
(平成22年度、平成28~令和元年度)

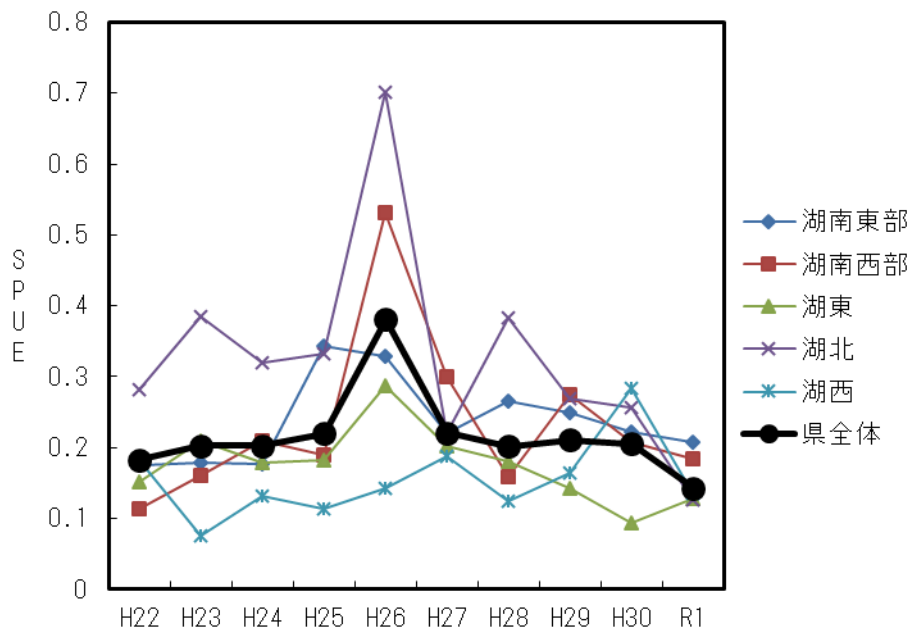


図8 銃猟による地域別 SPUE の年変化

1

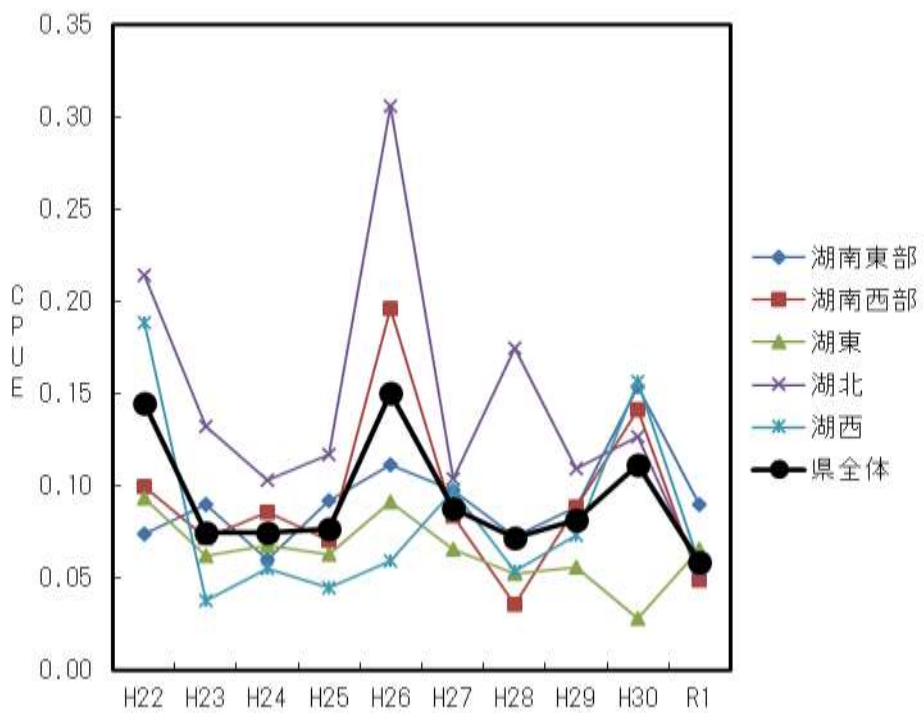


図9 銃猟による地域別 CPUE の年変化

2

3

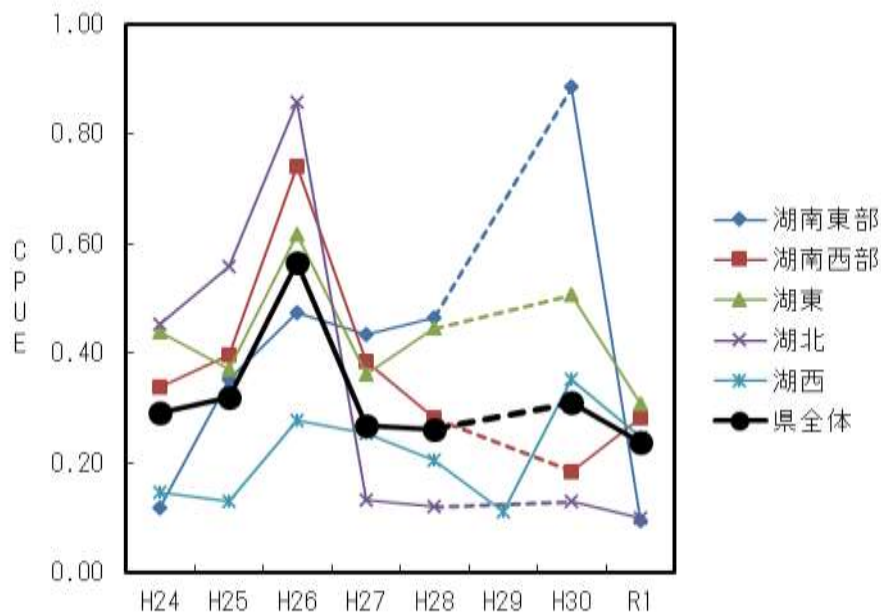


図 10 わな猟（全種）による地域別 CPUE の年変化

※平成 29 年度は高島市（湖西地域）のデータのみである。

1

2

(3) 捕獲の状況

3

① 捕獲数の推移

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

イノシシの捕獲数は、平成 10 年度（1998 年度）頃までは、ほとんどが狩猟による捕獲であったが、平成 11 年度（1999 年度）以降は市町が実施する有害鳥獣捕獲による捕獲も徐々に増加し、平成 23 年度（2011 年度）以降は有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲数を上回っている。令和元年度（2019 年度）は 5,505 頭の捕獲のうち、約 84% を占める 4,628 頭が有害鳥獣捕獲によるものである。（図 11 参照）

市町が実施する有害鳥獣捕獲に対して、国、県は交付金による支援を行っている。平成 24 年度（2012 年度）までは、県の自治振興交付金での支援のみであったが、平成 25 年（2013 年）の鳥獣被害防止特措法の改正に伴い、被害防止計画を作成した市町村に対し国の鳥獣被害防止総合対策交付金での支援が始まったことにより、有害鳥獣捕獲が大きく増加した。市町の有害鳥獣捕獲は、地域の狩猟団体に委託し実施されているほか、市町職員や地域の狩猟団体から推薦を受けた狩猟者等で構成される鳥獣被害対策実施隊でも取り組まれている。

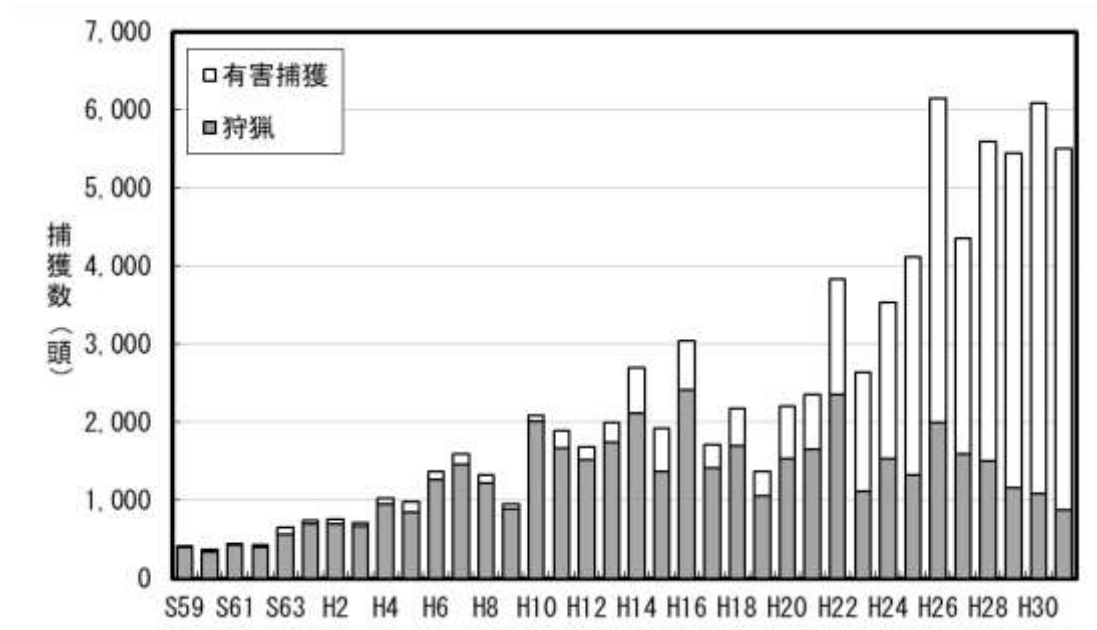


図 11 滋賀県におけるイノシシの捕獲数の推移

1
2
3
4
5
6
7
8

② 狩猟による捕獲状況

本県における狩猟によるイノシシの捕獲方法は、平成 23 年度 (2011 年度) までは、銃猟、わな猟ともに半数程度であったが、平成 24 年度 (2012 年度) 以降はわな猟による捕獲が多くなってきており、平成 29 年度 (2017 年度) 以降はわな猟による捕獲数が狩猟による捕獲数の約 6 割以上を占めている。(図 12 参照)

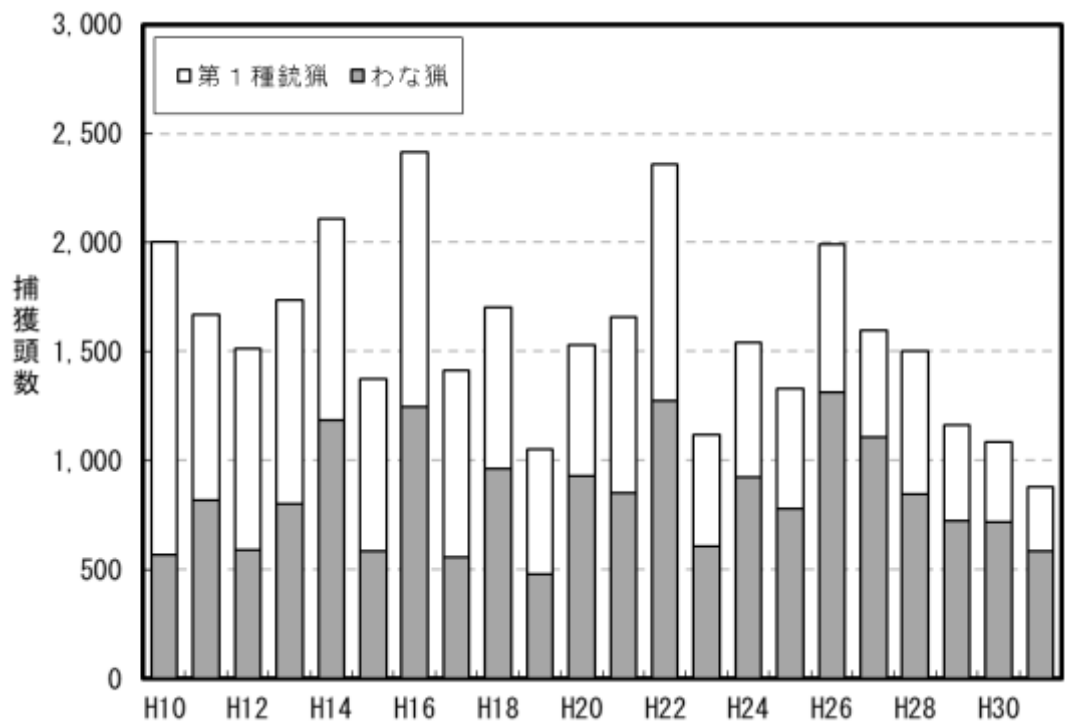


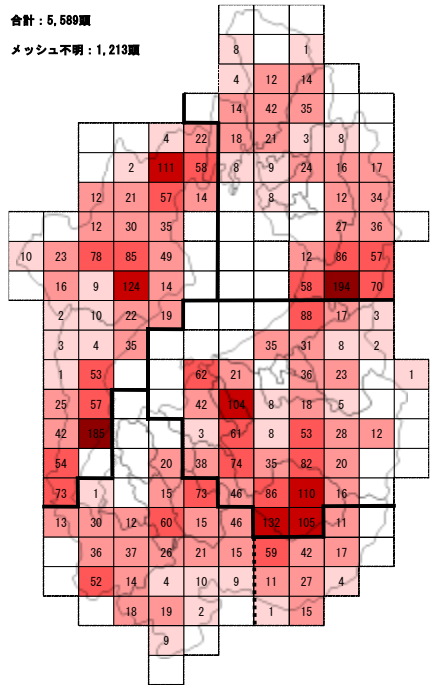
図 12 滋賀県における猟法別のイノシシ狩猟捕獲数

③ 狩猟・有害鳥獣捕獲を合わせた県内の捕獲状況

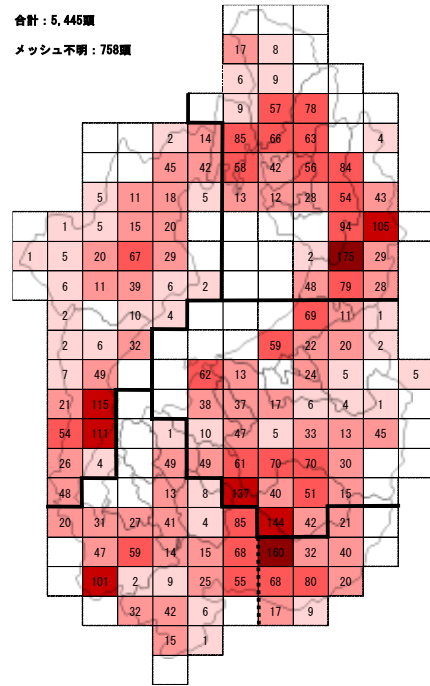
令和元年度（2019年度）の狩猟による捕獲は 877 頭、有害鳥獣捕獲による捕獲は 4,628 頭の合計 5,505 頭で、県全体で捕獲が推進されている。

（図 13 参照）

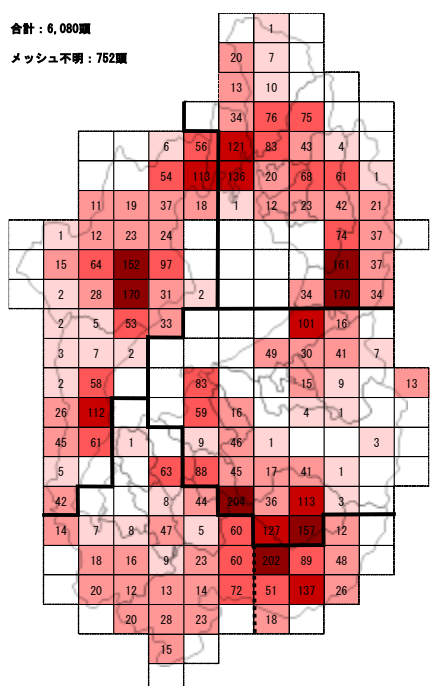
また、狩猟および有害鳥獣捕獲ともにわなによる捕獲の割合が大きく、令和元年度（2019年度）は県全体で、狩猟のうち約 6 割、有害鳥獣捕獲のうち約 9 割を占める。（図 14 参照）



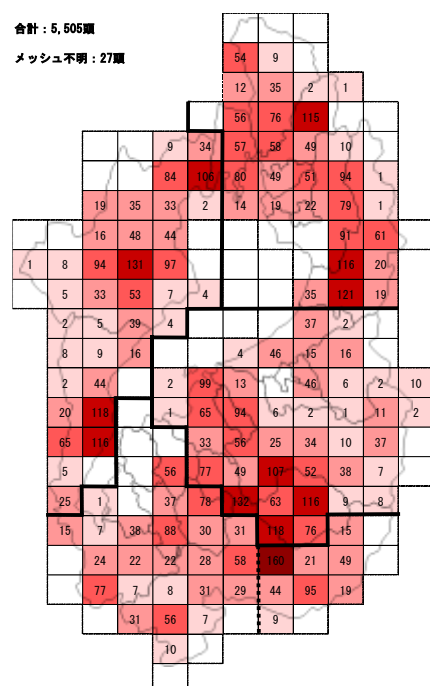
平成 28 年度



平成 29 年度



平成 30 年度



令和元年度

0頭
 1~10頭
 11~50頭
 51~100頭
 101~150頭
 151頭以上

図 13 メッシュ別イノシシの捕獲数（狩猟・有害鳥獣捕獲）

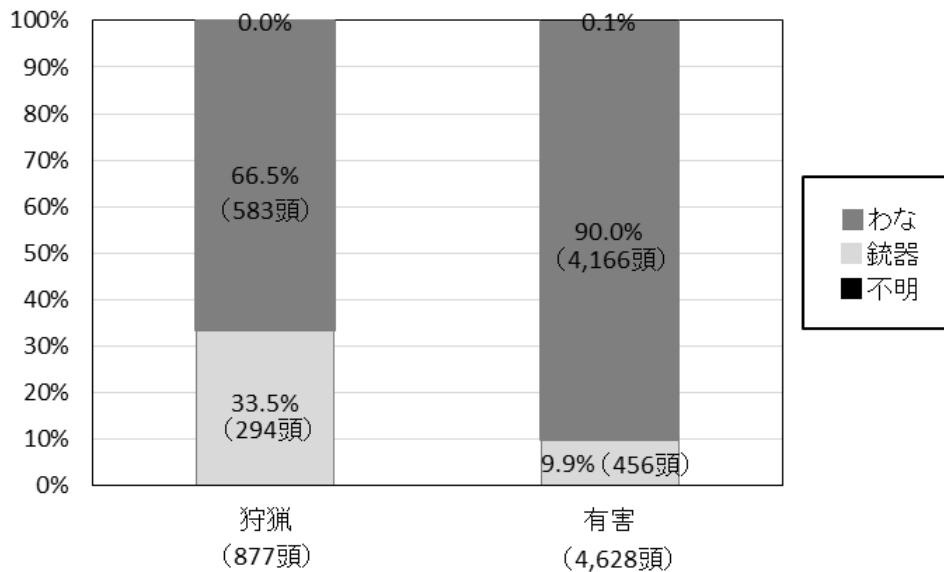


図 14 狩猟・有害鳥獣捕獲による捕獲方法別捕獲数の割合（令和元年度）

④ 狩猟者数の動向

本県の狩猟者数は昭和 50 年代前半から減少し続けており、昭和 50 年に約 6,000 件あった登録数は、平成 16 年度（2004 年度）以降、2,000 件未満で推移している。

免許種別では第 1 種銃猟（旧乙種）が減少しているのに対し、近年、地域における協議会等が免許の取得に対し経費を助成するなど、農林業者によるわな免許取得の推進が進められており、わな猟（平成 18 年度までは網わな猟（旧甲種））の免許所持者数が増加傾向にあり、平成 24 年度（2012 年度）以降わな免許所持者が銃免許所持者を上回っている。

また、年齢別では、平成 6 年度（1994 年度）における 60 歳以上の所持者は全体の約 30%であったが、年々その割合が高くなり、令和元年度（2019 年度）は 53%と高齢化が進んでいる。平成 27 年度（2015 年度）に 20 歳から 29 歳、30 歳から 39 歳の所持者が僅かに増えたが、近年は横ばい傾向であることから、今後、捕獲従事者の減少が懸念される。（図 15、図 16 参照）

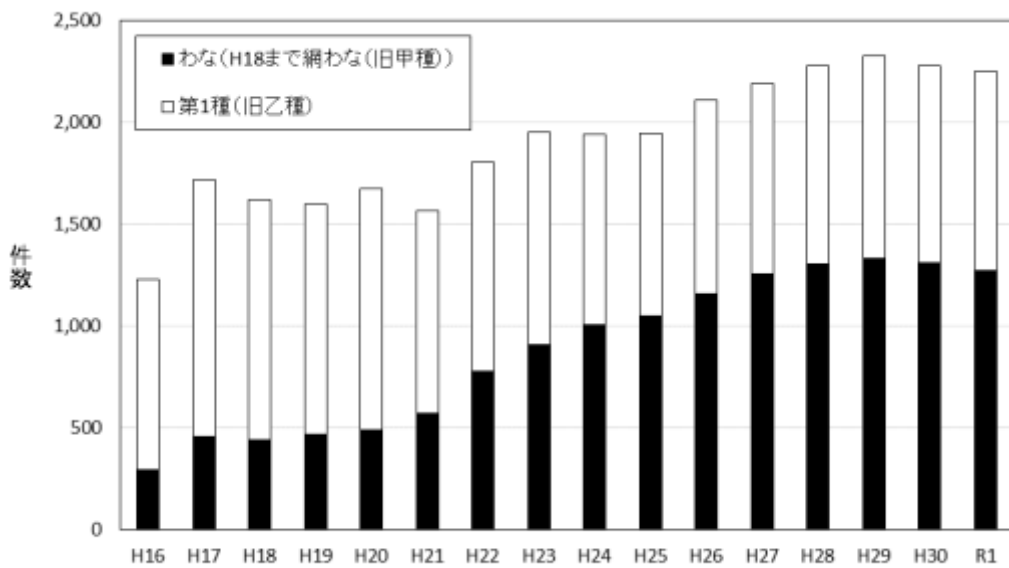


図 15 滋賀県における狩猟免許所持者数の推移

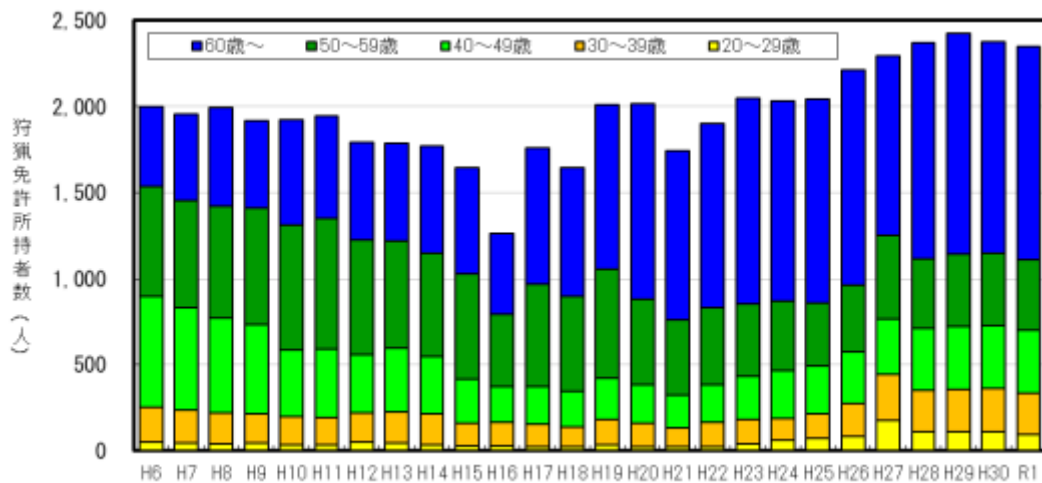


図 16 年齢別狩猟免許所持状況の推移

1

2

(4) 被害と被害防除の状況

3

① 被害

4

i. 農林業被害

5

6

7

8

野生獣による農作物被害については、平成 20 年度（2008 年度）までは主に農業共済対象作物を中心とした被害面積、被害量、被害金額の調査を行ってきた。平成 21 年度（2009 年度）以降は、被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把

握に努め、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査（市町）を行ったことにより、平成 21 年度（2009 年度）以降はそれ以前と比較して増加する結果となった。平成 21 年度（2009 年度）以降の変化を見ると、平成 23 年度（2011 年度）をピークに、その後は低下傾向を示し、近年は横ばい傾向を示しているが、地域別に見ると、湖北地域では被害が減少傾向である。（図 17、図 18、図 19 参照）

主な野生獣による農作物被害面積は、平成 21 年度（2009 年度）から平成 23 年度（2011 年度）はニホンジカの被害が多かったが、その後はイノシシが最も多くなっている。農作物被害金額については平成 22 年度（2010 年度）を除いてイノシシが最も多い状況が続いている。作目別では、水稻被害が最も多く、被害金額で 95% を占めている。（図 20、図 21、図 22 参照）

また、イノシシによる農業被害は、直接的な被害だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる被害も生じている。

イノシシによる被害は農業被害が主であるが、タケノコ等の林産物を主体とする林業被害等も発生している。

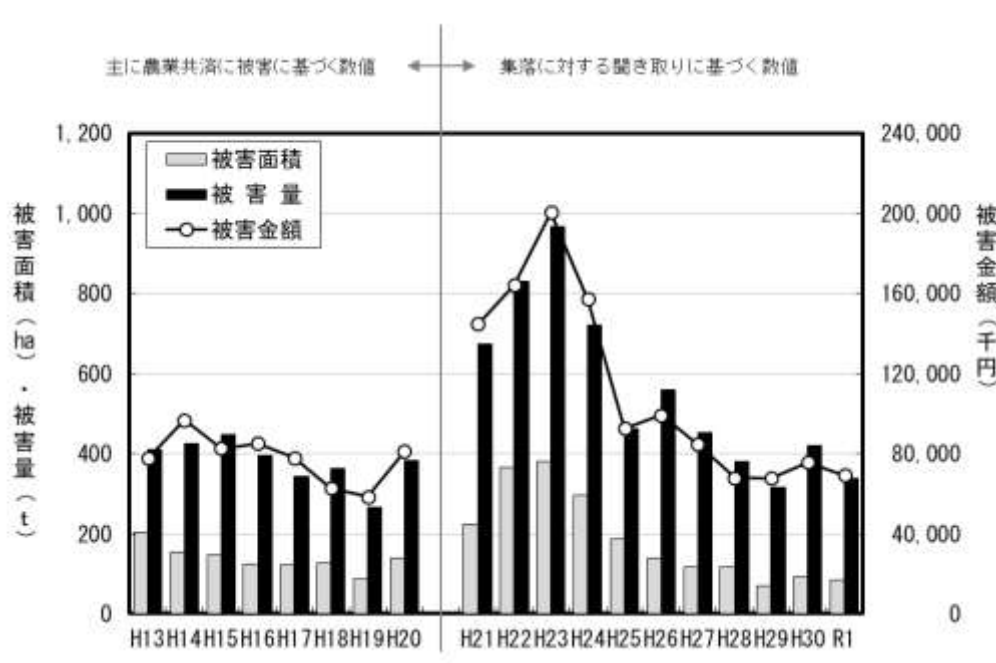


図 17 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（県全体）

※県内各自治体調べ（滋賀県農業経営課集計）

（H18 以前 1 月～12 月の年集計、H19 以降 4 月～3 月の年度集計）

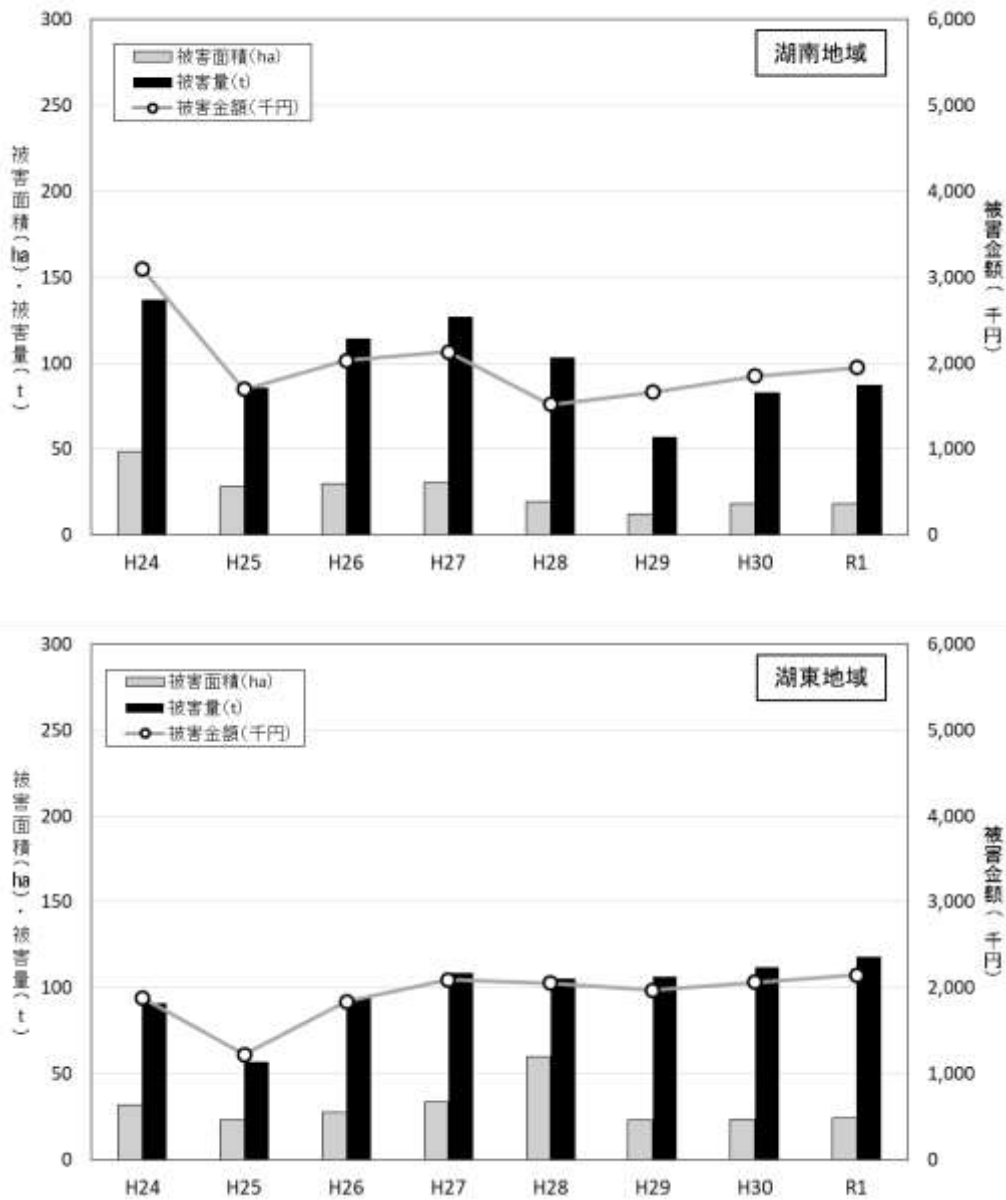


図 18 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（地域別）
 ※県内各自治体調べ（滋賀県農業経営課集計）

1
2

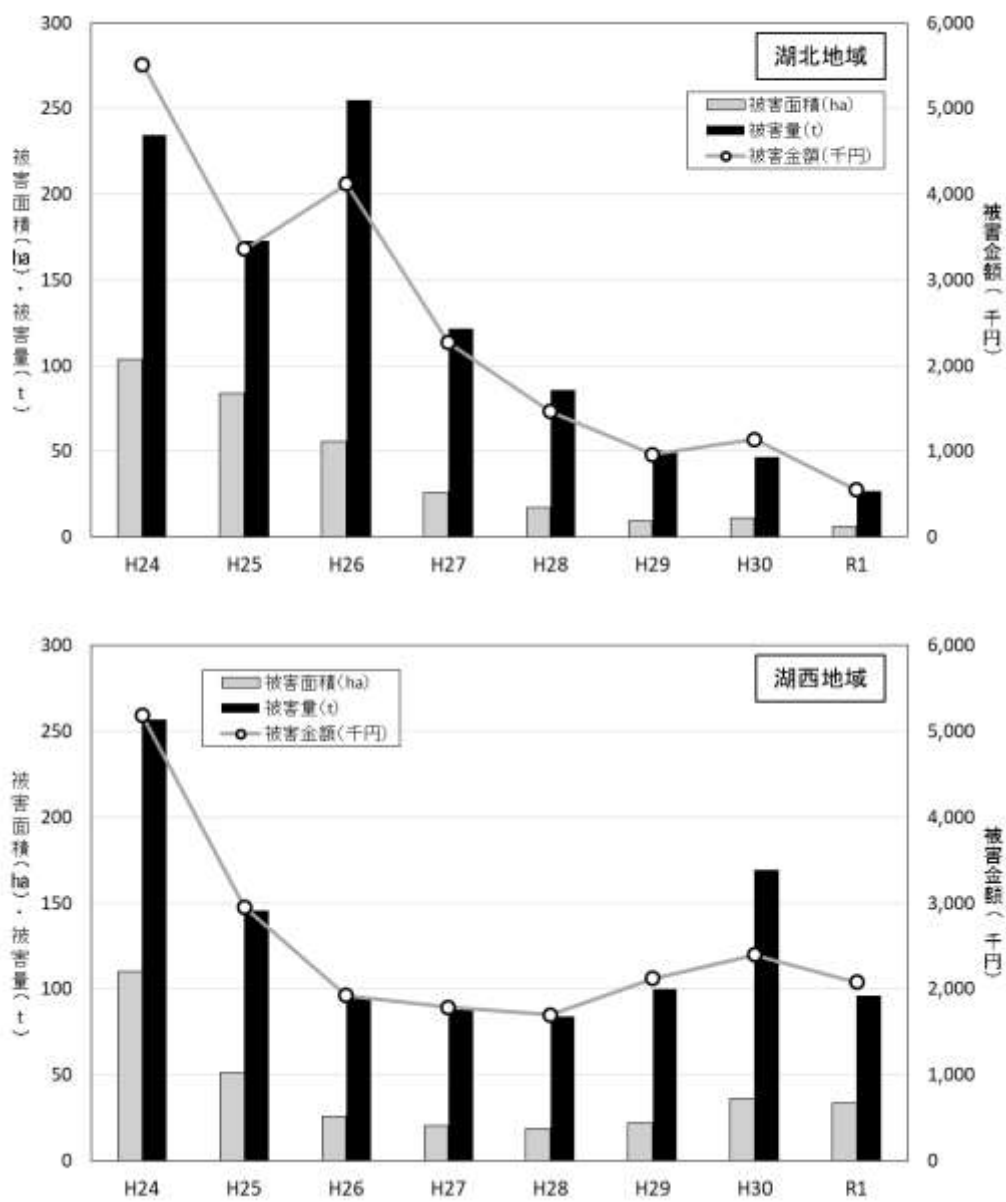


図 19 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（地域別）
 ※県内各自治体調べ（滋賀県農業経営課集計）

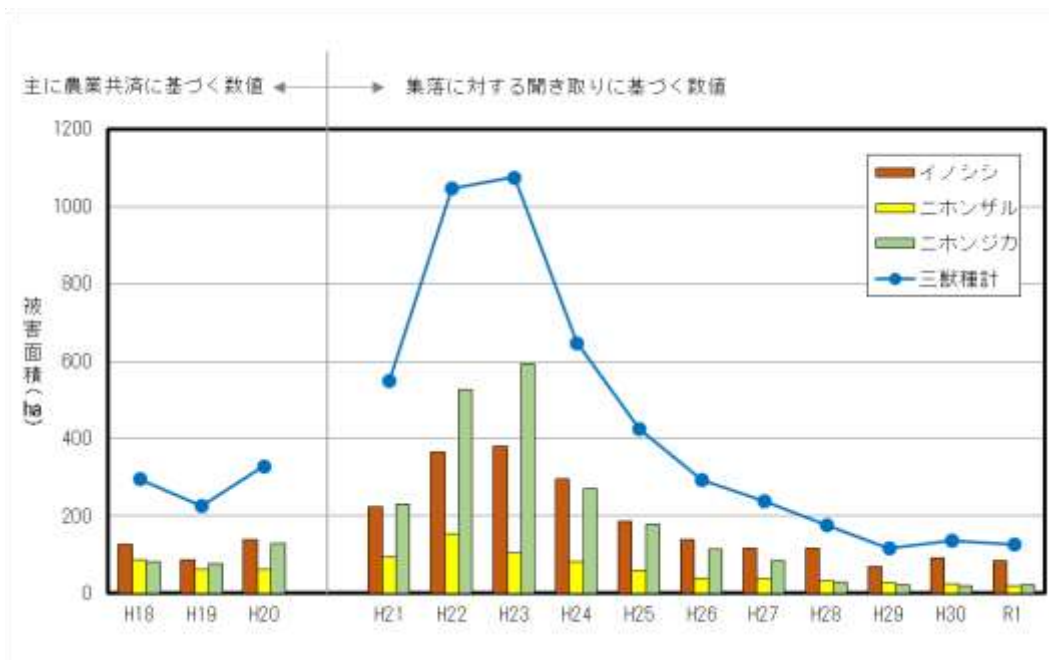


図 20 主な野生獣による農作物被害面積の推移
 ※県内各自治体調べ（滋賀県農業経営課集計）

1

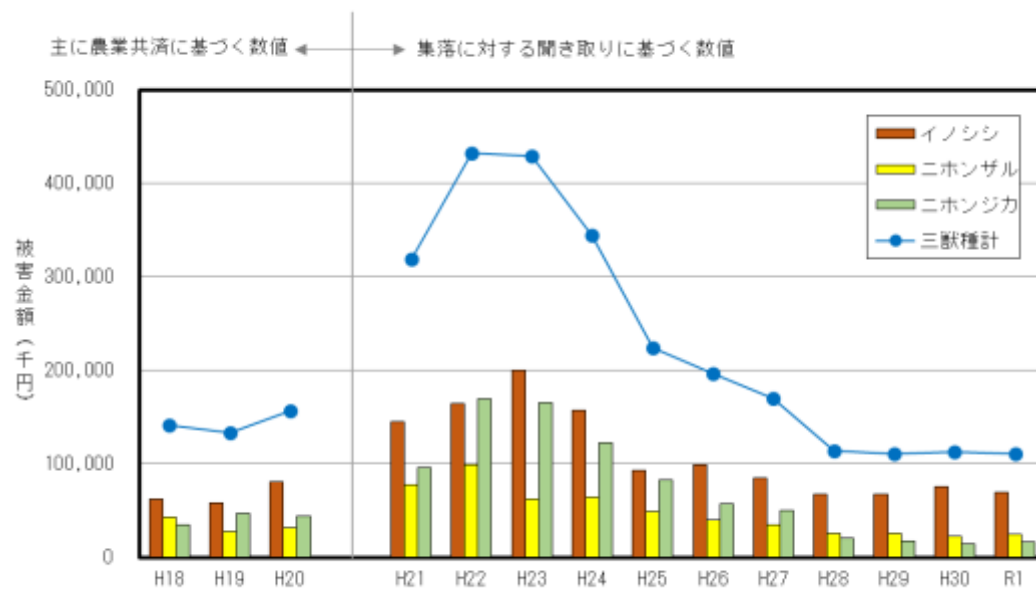


図 21 主な野生獣による農作物被害金額の推移
 ※県内各自治体調べ（滋賀県農業経営課集計）

2

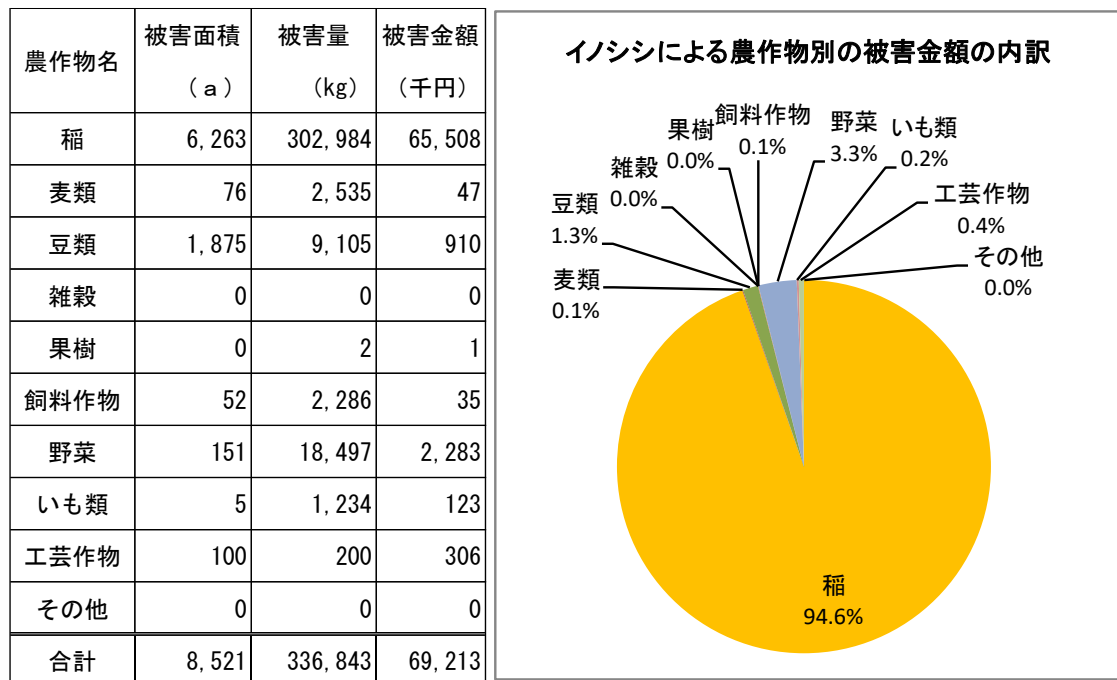


図 22 イノシシによる農作物別被害量（令和元年度調査）

※滋賀県農業経営課調べ

1
2 ii. その他の被害

3 イノシシによる被害は、農林業被害に止まらず、市街地に出没し人身
4 被害を引き起こす、ゴルフ場や公園などの芝を掘り返すなどの被害を引
5 き起こしているほか、河川敷地内で堤防を掘り起こしていることも報告
6 されている。また、イノシシをはじめとした獣類による農業被害は、耕
7 作意欲の減退に直接影響し、耕作放棄地の拡大の一因となっている。そ
8 の他にも、管理の行き届いていない森林が増加したことや、放置竹林が
9 拡大していることなど集落環境の変化が、被害を拡大させ、そのことが
10 種々の生産活動の一層の低下を招き、極めて深刻な問題となっている。

11
12 ② 防除状況

13 イノシシ等による農業被害の防除対策として、防護柵が整備されてい
14 る。防護柵には、金属製のフェンスで大規模に農地や集落を囲う集落柵
15 （棲み分け柵）と、小規模な農地をネットや電気柵などで簡易に囲う簡易
16 防護柵がある。平成 19 年（2007 年）12 月の鳥獣被害防止特措法の成立
17 以降、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した集落柵の設置が進み、
18 特に平成 22 年度（2010 年度）から平成 25 年度（2013 年度）に防護柵の

1 設置が推進された。近年は、湖南地域と湖北地域で少しずつ伸びている。
 2 今後は、防護柵の維持管理が適切に実施される実施体制の整備が求めら
 3 れる。(図 23 参照)

4 また、「集落ぐるみ」での被害防除の一環として、集落環境点検を通じ
 5 て被害要因を明らかにし、防護柵と併せて緩衝帯の整備など複合的な対
 6 策を実施している集落では、農業被害が減少するなど被害防除の成果が
 7 現れている。しかし、他の獣種と比較してイノシシによる農作物被害は多
 8 く、近年、下げ止まりの傾向を示していることから、対策を十分に行えて
 9 いない地域が一定程度含まれると考えられる。そのため、被害要因を明ら
 10 かにし、きめ細やかな被害対策を進めることが求められる。

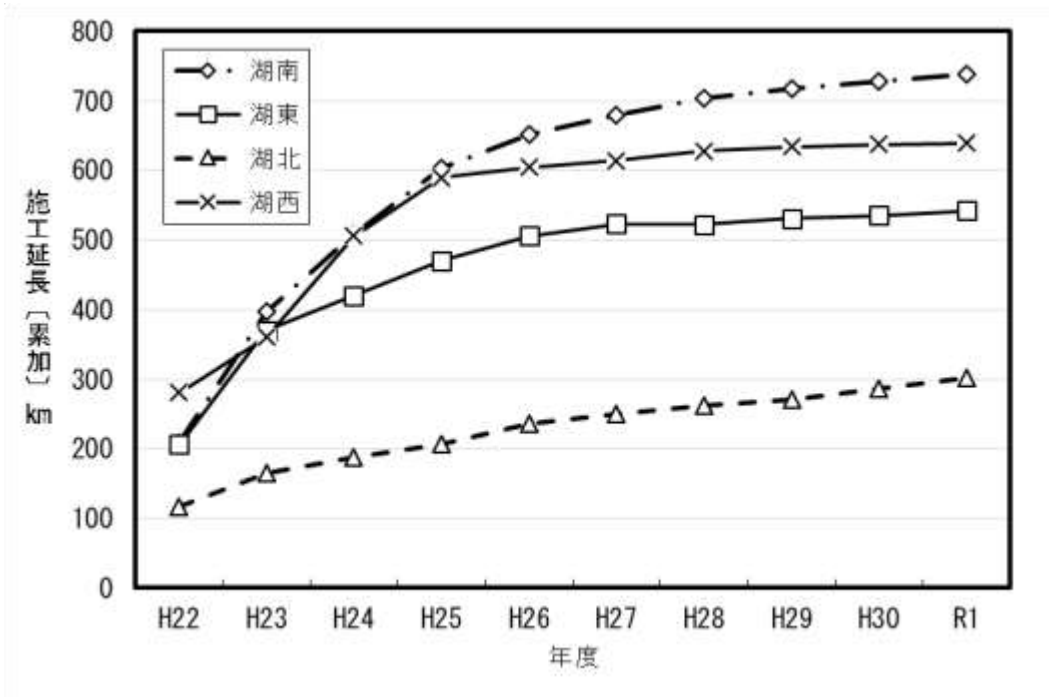


図 23 管理地域別の農地における柵の整備状況

12
 13 (5) 豚熱 (CSF) の感染状況および対策状況

14 豚熱は、平成 30 年 (2018 年) 9 月に岐阜県の養豚農場において感染が確認
 15 されて以降、国内で感染地域の拡大が進行している。野生イノシシにおいても
 16 感染が確認され、感染確認区域は中部各県を中心に拡大し、令和 3 年 (2021 年)
 17 3 月 16 日現在、24 都府県で感染が確認されている。本県では、令和元年 (2019
 18 年) 9 月に野生イノシシで感染が初めて確認され、その後県内でも感染確認区

1 域が拡大しており、令和3年（2021年）5月末現在で14市町258頭の陽性個
2 体を確認している。

3 豚熱の感染拡大防止のため、野生イノシシおよび飼養豚への感染防止のた
4 めの対策を進めている。

6 1) 野生イノシシの捕獲強化

- 7 ・ 県内全域を捕獲強化エリアに設定
- 8 ・ 市町への協力依頼

6 2) 野生イノシシへの経口ワクチンの散布

- 10 ・ 令和元年（2019年）9月から、感染確認区域およびその周辺の市町にお
11 いて散布

6 3) ウイルス浸潤状況調査

- 14 ・ 死亡イノシシおよび捕獲された野生イノシシを対象に豚熱抗原検査
15 （PCR検査）および豚熱抗体検査（ELISA検査）を実施

6 4) 養豚農場における防疫体制の強化

- 18 ・ 養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の順守の徹底を指導

6 5) 飼養豚等へのCSFワクチン接種

23 6. 管理の目標と施策の基本的な考え方

24 (1) 第2次計画期間中の取組評価

25 第2次計画では、農作物被害面積および農作物被害金額を平成27年度（2015
26 年度）より30%減少させることを目標としていた。令和元年度（2019年度）
27 の農作物被害面積は、平成27年度（2015年度）比で27.4%の減少、農作物被
28 害金額では18.3%の減少となり、近年、下げ止まりの傾向を示しており、い
29 ずれも目標を達成するには至っていない。（表2参照）この要因として、対策
30 を十分に行えていない地域が一定程度含まれると考えられる。このため、こ
31 した地域では「集落ぐるみ」での被害防除の一環として集落環境点検を行い、
32 被害要因を明らかにし、防護柵と併せて緩衝帯の整備など複合的な対策を進
33 むることが求められる。

1 市町が実施する有害鳥獣捕獲は、平成 25 年度(2013 年度)から国の鳥獣被害
2 防止総合対策交付金による助成が始まり、その活用が進んだことなどにより、
3 第 1 次計画期間内の捕獲数より増加している。

4 また、捕獲を推進するため狩猟期間は従来の狩猟期間である 11 月 15 日か
5 ら 2 月 15 日の 3 か月間から、第 1 次計画では 11 月 15 日から 3 月 15 日まで、
6 そして第 2 次計画では 11 月 1 日から 3 月 15 日までの 4 か月半の期間に延長
7 された。狩猟期間の延長により、捕獲数が増加し、捕獲数の上乘せに寄与して
8 いると考えられる。(図 24、図 25 参照)

9
表 2 第 2 次計画による目標の達成状況

	平成27年度	令和元年度	H27-R1減少率
農作物被害面積	117ha	85ha	27.4%
農作物被害金額	84,749千円	69,213千円	18.3%

10

11

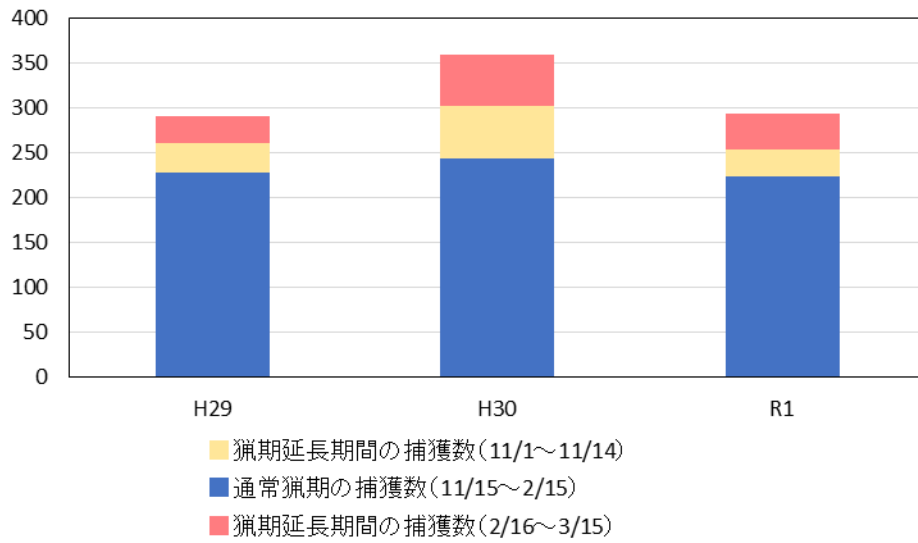


図 24 銃猟による捕獲数

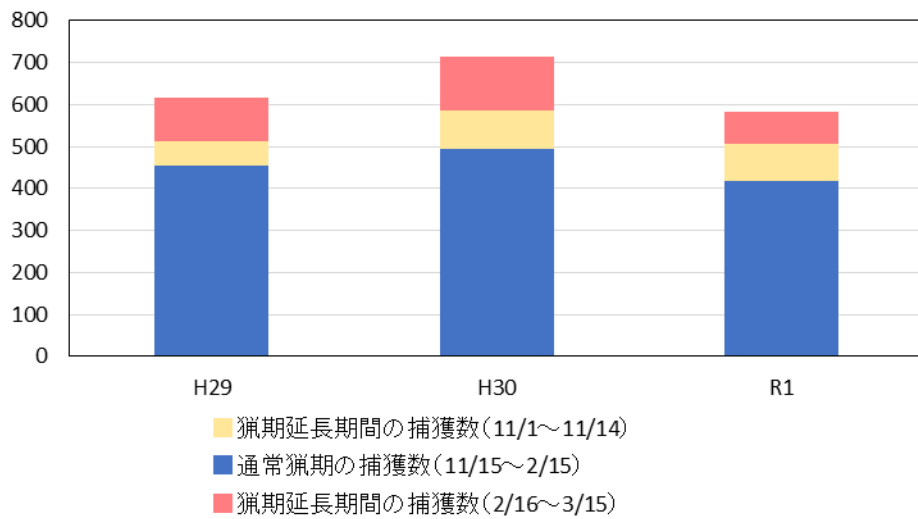


図 25 わな猟による捕獲数

1 (2) 管理の目標

- 2 イノシシによる農作物被害は第1次計画期間において大きく減少した。し
 3 かしながら、獣害全体で見るとイノシシによる被害は依然として高い割合を

1 占めている状況にあることから、引き続き農業被害を減少させ、人とイノシ
2 シの軋轢を緩和することを長期的な目標とする。

3 短期的な目標として、滋賀県農業・水産業基本計画⁴との整合を図り、今期
4 計画では、できるだけ速やかに農作物被害金額を令和元年度（2019年度）よ
5 り10%減少させることとする。また、目標達成後も農作物被害金額のさらな
6 る減少を目指すこととする。

7 イノシシによる被害は、被害防除対策の実施状況によって大きな差が生じ
8 やすく、適切な防除によって被害を減少させることが可能である。防護柵の
9 整備（維持補修）や農地周辺の環境管理等が適切に行われている集落では、
10 被害が軽減するなど一定の成果が現れている。第1期計画期間においては特
11 くに防護柵の整備が進んだことにより農作物被害は減少した。しかし、第2次
12 計画期間中においては、被害規模は下げ止まりの傾向を示しており、すべて
13 の被害を被害防除対策のみで対処することは難しく、狩猟および有害鳥獣捕
14 獲による駆除を実施するなど、総合的に実施することによって、農林業被害
15 を軽減させることが重要である。

17 (3) 施策の基本的な考え方

18 イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可
19 能な動物である。そのため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を総
20 合的に実施することによって、農林業被害を軽減させることとする。

21 ① 個体群管理

22 イノシシは、琵琶湖の区域および市街地を除いてほぼ県内全域に分布
23 している。令和3年（2021年）3月に環境省から公表されたイノシシの
24 生息状況等緊急調査事業の結果から、令和元年度（2019年度）末におけ
25 るイノシシの推定個体数は平成26年度（2014年度）をピークに、減少傾
26 向であると推測されるが、農業被害を低減させるため、引き続き加害個体
27 の捕獲を中心とした個体群管理を推進する。
28

⁴ 滋賀県農業・水産業基本計画：滋賀県基本構想を上位計画とし、本県農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示す。主な野生獣（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）による農作物被害金額を令和7年度までに1億円以下にすることを目標のひとつとしている。農作物被害金額のうちイノシシの占める割合に変化がないと仮定した場合、令和元年度のイノシシによる農作物被害金額69,213千円を令和7年度までに62,316千円までに減らすこととなる。

1 生息密度指標のモニタリングの実施や被害状況等の把握等によりイノ
2 シシの生息動向を総合的に判断し、イノシシの個体数が増加する傾向が
3 認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて捕獲等の
4 個体群管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。

5 捕獲に当たっては、まず、農林業被害低減の観点から、農地や集落に被
6 害をもたらす加害個体を対象として集中的に有害鳥獣捕獲を行うものと
7 する。また、防護柵の整備等の被害防除対策、生息環境管理での被害軽減
8 が難しい集落等においては重点的に有害鳥獣捕獲を行うものとする。狩
9 猟期間について、県内全域で11月1日から3月15日までとし、捕獲の
10 推進に努めるものとする。

11 また、生息状況についてのモニタリングを行い、生息地、生息密度等が
12 適切な状況となるように管理する。

13 なお、イノシシは生まれてから1年ほどで繁殖できるようになり1回
14 の産仔数も4～5頭と多いが、若齢での死亡率が高く生育する頭数は環
15 境要因により大きく変わる。イノシシについては、個体数の推定が現実的
16 に困難であることや、1年間という短い期間の間でも個体数の変動が大
17 きいことなどから、ニホンジカのように目標とする生息個体数や生息密
18 度を設定し、それを管理目標とすることは難しい。

20 ② 被害防除対策

21 被害防除対策は、集落・農地の管理が重要となる。

22 農業被害については、防護柵の整備を進めるとともにその効果を最大
23 限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。ま
24 た、その維持管理を集落ぐるみで適切に実施できる体制づくりを進める。

25 特に、集落、農地および農地周辺については、イノシシにとって魅力の
26 ない場所となるよう、集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主
27 体となってイノシシの餌資源となるものを極力排除する。また、イノシシ
28 にとって餌場としても隠れ場としても好適な環境となる耕作放棄地や放
29 置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては、刈り払い
30 などを実施する。

31 県、市町、農林業団体等と連携し、集落や地域ぐるみで被害防除対策を
32 進めることで、目標の達成を目指すものとする。

33 また、イノシシの侵入のための移動経路となり得る河川敷等のやぶ等

1 についても、生物多様性に配慮しつつ、管理者等と調整し対応を検討す
2 る。

3

4 ③ 生息環境管理

5 人とイノシシの棲み分けを図っていくため、イノシシを含めた様々な
6 野生鳥獣が生息できるよう生物多様性に配慮した森林管理を行っていく
7 ことが重要であることから、森林については次のような整備を行うこと
8 とする。

9 人工林については、環境に配慮しつつ木材資源の循環利用を目指す森
10 林と、多面的機能の持続的発揮を目指す森林に区分して整備を行ってい
11 る。特に手入れが進まない人工林については、環境林⁵としての整備も行
12 うこととする。

13 天然林については生物多様性の保全に配慮した森林づくりとして、松
14 くい虫被害林や放置された里山林を中心に、地域の特性に応じた整備を
15 行う。

16

17 7. 数の調整に関する事項

18 (1) 目標達成のための具体的な施策

19 イノシシに対する捕獲圧をさらに高めるため、第3次計画では第2次計画
20 での狩猟期間の延長を継続し、狩猟による捕獲を推進することとする。なお、
21 一般入山者等に対し狩猟期間の拡大に係る注意喚起を行うとともに、狩猟者
22 に対しても安全な狩猟の徹底を啓発するなど安全確保に努める。

23 有害鳥獣捕獲に関しては、農地や集落に被害をもたらす加害個体を対象と
24 して集中的に実施する。また、防護柵の整備等がなされても被害が低減しな
25 い集落や整備が難しい集落などで重点的に実施する。捕獲に当たっては目撃
26 効率等イノシシの動向に留意し、農業被害等の状況をみながら実施すること
27 で、農林業従事者等地域住民の被害意識の低下に直接結びつくよう努める。

28 豚熱については、豚熱感染を媒介するイノシシの捕獲強化による生息密度
29 の低下や侵入防止柵の設置等のほか、経口ワクチン散布による抗体保有率の

⁵ 環境林：放置人工林を、多様な生態系の形成や、公益的機能を高度にかつ持続的に発揮する森林に誘導することを目的として整備したもの

1 増加、養豚農場における飼養衛生管理基準の順守の徹底など、豚熱の感染拡
2 大防止のための施策を総合的に実施する。

5 (2) その他目標達成のために推進すべき事項

6 被害対策を効果的なものとするためには、野生動物が出没する原因を正し
7 く理解し、被害状況に応じた的確な対策を実践できる人づくりとともに、農
8 家個々に止まることが多かった対策を集落等のまとまりをもった単位の取り
9 組みへと発展させ、県全体の被害軽減を図る必要がある。そのためにも、防
10 除に対する正しい知識と技術を習得する機会を提供するとともに、集落環境
11 点検を契機として、被害状況に応じた的確かつ計画的な対策に取り組む集落
12 の育成と拡大を図る。

13 人材育成の一環として農林業者によるわな免許取得も地域における協議会
14 等が主体となって推進されており、わな免許取得者が増えてきている。こう
15 した動きを促進するとともに、近年、ICT機器を活用した捕獲技術の開発が進
16 んでおり、こうした技術の普及にも努める。

17 また、被害防除対策としての有害鳥獣捕獲は、一定の効果が認められるた
18 め、被害状況や狩猟者数など地域の実状を踏まえ、市町、農林業従事者等
19 地域住民、および狩猟関係団体らと連携し、耕作地周辺の被害原因となる個
20 体の捕獲等を効果的に実施するため、多様な主体による捕獲など新たな捕獲体
21 制についても検討する。

23 8. 被害防除対策に関する事項

24 (1) 農林業被害

25 イノシシによる農林業被害について、特に農作物被害は、防護柵の整備等
26 の推進により減少している。しかしながら、農作物被害は下げ止まりの傾向
27 であり、防護柵の整備後も被害が減少しない集落もあり、引き続き被害防除
28 対策の継続が必要である。

29 農業被害の防除技術としては、ネットや電気柵などの簡易防護柵と金属製
30 のフェンスなどの恒久型防護柵で侵入を防ぐ方法があるが、いずれも整備方
31 法や管理が不適切であると効果が発揮されない。このため整備に当たっては
32 管理が行いやすい整備ルート、潜り込みや跳び込みなど、侵入されにくい施

1 工方法を検討することが必要である。防護柵整備後は、定期点検による維持
2 補修が継続的に実施できる集落でのルールづくりが不可欠であり、農業者だ
3 けでなく集落全体で被害を防ぐという合意形成が重要である。

4 なお、ある地域で防護柵の設置等対策を実施した際に、防護柵の設置がな
5 い他の地域で新たに被害が発生する可能性もあり、対策後の動向を注視する
6 必要がある。

7 また、イノシシだけではなくニホンザルやニホンジカ、ツキノワグマとい
8 った他の野生動物による農林業被害も重複して発生しており、これら複数の
9 種の野生動物からの被害を防ぐための総合的な対策も求められる。

11 (2) その他の被害

12 人身事故に繋がる市街地への突発的なイノシシの出没は、ごみや不要作物
13 等が誘引物となっていることが考えられる。また、イノシシが市街地に隣接
14 するやぶや耕作放棄地、河川・水路等を利用していると考えられるため、誘
15 引物の適切な管理を行うとともに、住宅地や集落周辺のやぶを解消し、河川・
16 水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進するなど、イノシシ
17 が出没しづらい環境をつくることが重要である。また、河川・水路等の損壊
18 等の被害も報告されていることから、被害拡大防止に向けた見回りや早期に
19 補修を行うことが重要である。こうした河川・水路等におけるイノシシの出
20 没対策については河川管理部局等と連携し取り組む。

21 とりわけ、市街地への出没事例が特に多い地域においては、その周辺の山
22 林等生息域での捕獲を実施し、危険性の高い個体を排除する。

24 9. 生息環境の保全・整備に関する事項

25 集落および農地は人間の生産活動を優先させる地域として、積極的に被害防除
26 対策を行う。農地に接する森林および耕作放棄地の間には緩衝地帯(バッファゾー
27 ン)を設け、イノシシが定着しにくい環境を作り上げる。また、生息地としての森
28 林についても森林の生態系に配慮した森林整備を進める。

29 以下、その具体的な施策について記載する。

31 (1) 集落および農地

32 農地については人間の生産活動の場と位置づけられることから、イノシシ

1 の侵入を防止するため防護柵を活用し、イノシシの生息域との隔離を図る。
2 また、イノシシの餌となる稲のひこばえ⁶や野菜の収穫残渣などを放置しない
3 よう管理するものとする。

4 また、農地だけでなく人が餌と認識しないもの、例えば集落内の生ごみな
5 だについても注意を払い、イノシシにとって魅力のない集落となるよう、集
6 落全体で取り組むものとする。

7 実施にあたっては、地域の被害状況に応じて、集落が一体となって被害防
8 止策に取り組めるよう、「集落ぐるみによる鳥獣害対策」を推進する。集落環
9 境点検などを契機として、集落ぐるみで防除を推進する合意形成を図るもの
10 とする。

11 12 (2) 農地に接する森林および耕作放棄地

13 人の生活圏とイノシシの生息域の緩衝帯と位置づけられることから、イノ
14 シシが農地へ侵入するための経路とならないよう、農地に接する森林ではや
15 ぶや低木の伐採を推進するとともに、放置竹林が拡大するのを防止するため、
16 里山リニューアル事業等による林縁の伐採等についても推進する。

17 また、増加している耕作放棄地についても、既に耕作放棄地となっている
18 農地を再生利用するとともに、新たな耕作放棄地の発生を防ぐことが必要で
19 ある。耕作放棄地がイノシシの餌場や隠れ場所とならないように管理すると
20 ともに、国や県の交付金等を活用し、再生して利用する取り組みを推進する。
21 ただし、伐採後そのまま放置しておく、やぶ化等するため、伐採後の管理
22 を継続することが重要である。

23 なお、管理の省力化を図るため、森林と農地との緩衝帯において家畜を放
24 牧するなどの手法にも取り組むものとする。

25 これらの対策を実施する際には、地元住民の参加を得つつ、各種の事業も
26 活用する。

27 28 (3) 生息地としての森林

29 森林の生態系や環境に配慮した森林整備を推進し、特に、森林所有者によ
30 る自主的な整備が進まず放置状態にある人工林については、環境林整備事業
31 により針広混交林等に誘導し、多様な自然植生の保全・整備に努める。こう
32 した森林整備を推進することによって、イノシシの生息環境としても望まし

⁶ 稲のひこばえ：稲の収穫（刈り取り）後の切り株から生える茎葉や穂

1 い森林になると考えられる。

2

3 10. その他管理のために必要な事項

4 (1) モニタリング等の調査研究

5 ① 生息状況調査

6 イノシシの生息状況をモニタリングするため、平成 22 年度（2010 年
7 度）から捕獲数、捕獲場所、目撃数について、狩猟者を対象とした出猟カ
8 レンダーによりデータ収集を行っている。被害状況や狩猟の効果を検証
9 するため、引き続きデータ収集を行うとともに、出猟カレンダーの記載方
10 法等について狩猟者に啓発し、より精度の高いデータとなるよう努める。
11 また、狩猟期間の延長の効果についても、モニタリングを行う。

12 また近年、許可捕獲の割合が増加しており、狩猟者のみならず許可捕獲
13 者に対してもデータ収集が必要であることから、収集方法について検討
14 し早期の実施を目指す。

15

16 ② 被害状況調査

17 各市町単位で、被害作物別に被害金額、面積および被害量などの調査を
18 実施し、県で調査結果をとりまとめて把握する。

19 また、被害を軽減させるためには、被害が深刻化している場所を把握
20 し、その場所で防護柵の整備、捕獲などの対策を集中的に行うことが重要
21 であるため、被害状況の適切な把握手法について、調査・検討を行う。現
22 在実施している被害集落に対するアンケートや聞き取り等の調査につい
23 ても、農林業従事者等地域住民の意向に沿った対策を行うための資料と
24 なるよう、被害意識等のより詳細な情報の収集に努めることとする。

25

26 (2) 普及啓発

27 イノシシの管理の推進は、主に市町や狩猟者の協力を得て実施することに
28 なる。そのため、積極的な管理が推進できるよう、狩猟者等から提供された
29 捕獲・目撃情報などを集計しその状況を市町や狩猟者に提供し、現在のイノ
30 シシの生息動向等について情報共有を行う。また、豚熱の感染拡大防止やイ

1 ノシシから人や他の動物への感染が問題となる疾病（SFTS（重症熱性血小板
2 減少症候群、豚熱等）についても狩猟者等に対して啓発するとともに情報収
3 集に努める。

5 (3) イノシシの資源的利用について

6 県では捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効利用するため、滋賀県ジビ
7 エ活用検討プロジェクトチームを設置している。

8 イノシシ肉はシカなど他の狩猟鳥獣に比べて人気が高く、自給的な消費と
9 ともに小規模ではあるが商品化もみられることから、地域資源として需要を
10 掘り起こし、拡大を図ることにより、狩猟による捕獲の促進効果や、狩猟者
11 の確保につながることを期待される。

12 また、県内はほぼ全域が豚熱感染確認区域となっているが、従来、豚熱感
13 染確認区域で捕獲されたイノシシは感染の有無に関わらず、ジビエ利用が
14 出来ないとされてきた。今般、国において豚熱感染確認区域におけるジビエ利
15 用の手引きが作成されたことから、県内における豚熱陰性個体のジビエ利用
16 のための体制確立に努める。

17 なお、野生動物の肉は、適切な処理を行わないと食中毒や寄生虫などの衛
18 生上の危険があるため、安全な食肉を流通させるためには、狩猟者と処理業
19 者の双方が衛生的な取り扱いをすることが重要である。

21 (4) 錯誤捕獲の防止について

22 本県はツキノワグマおよびニホンカモシカ（以下、「カモシカ」と言う。）
23 の生息域にもなっており、ニホンジカおよびイノシシの捕獲を目的として設
24 置されたくくりわな、箱わなによる錯誤捕獲が全国的に発生している。特に、
25 近年はわなを使用した捕獲が増加しており、今後も錯誤捕獲が発生するこ
26 とが予想される。そのため、捕獲従事者は錯誤捕獲の防止対策や発生時の対応
27 について理解しておく必要がある。なお、本県のツキノワグマは地域個体群
28 存続への影響の観点から「滋賀県で大切にすべき野生生物 2020 年版」では
29 希少種に位置づけられており、錯誤捕獲されたツキノワグマは原則移動放獣
30 されている。また、カモシカは国の特別天然記念物に指定されていることか
31 ら、カモシカが錯誤捕獲された際は錯誤捕獲された個体を放獣することが求
32 められる。また、放獣後は市町の文化財担当部局への情報提供に努めるもの
33 とする。

34 なお、ツキノワグマの具体的な錯誤捕獲防止策としては、くくりわなでは

1 輪の直径が 12 センチメートル以内、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上
2 あり、締付け防止金具およびよりもどしを装着したものを使用するが基本と
3 なっている。箱わなでは誤って入ったツキノワグマが逃げられる脱出口を天
4 井に設けたものを使用すること、ツキノワグマの痕跡が多い場所ではわなの
5 設置を控えること等があげられる。カモシカについては、カモシカの痕跡が
6 確認された場所においてはわなの設置を控えることが推奨される。

7 8 (5) 計画の実施体制

9 本計画の実施にあたっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者
10 (団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連 NPO、
11 ボランティアからも協力を得るように努める。

12 特に施策の実施にあたっては、市町との連携、協力が不可欠である。とり
13 わけ、平成 19 年度 (2002 年度) に施行された「鳥獣による農林水産業等に係
14 る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)に基
15 き市町が作成する被害防止計画については、本計画との整合性を図ることと
16 されていることから、市町との連携を密にとり、部局横断的に施策を実行し
17 ていく必要がある。

18 なお、個体群の分布が連続している隣接府県とは、県が連携・調整を行い、
19 モニタリング情報の共有に努める。

20 また、県は、専門家からなる検討委員会を設置し、特定管理計画の実施や
21 見直しのために必要な事項について意見を聴くこととする。